

長崎県公立大学法人各種料金徴収規程

〔平成17年4月1日
規程第28号〕

改正 平成20年12月1日規程第57号

改正 平成21年10月16日規程第17号

改正 令和5年12月5日規程第26号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)が料金を徴収する場合における取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2章 使用料

(使用料)

第2条 長崎県公立大学法人不動産等管理規程(平成17年規程第20号)第9条の規定により不動産等をその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付を許可する場合には、次の各号に定めるところにより使用料を徴収する。

- (1) 土地及び建物の貸付については、別表第1に定める額とする。
- (2) 不動産の一時使用料金は、佐世保校については別表第2、シーボルト校については別表第3に定める額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、電柱その他別表第4に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の貸付については、同表に定める額とする。
- 2 前項の規定により徴収する使用料のうち、消費税の課税の対象となるものに係る使用料については、消費税相当額を加算するものとする。
- 3 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情により使用できなくなったときは、この限りでない。
- 4 使用料は、施設利用確認後、速やかに請求を行うものとする。

一部改正 [平成20年規程第57号、平成21年規程第17号]

(使用料の減免)

第3条 理事長は、次の各号の一に該当する場合においては、前条の使用料を減免することができる。

- (1) 職員又は学生(以下「職員等」という。)が直接利用することを目的とする福利厚生施設及びその付帯施設を設置するとき。
- (2) 長崎県立大学(前身となった大学又は短期大学等を含む。以下「大学」という。)の卒業生で構成する同窓会及び大学の後援会(以下「同窓会等」という。)が事務室を設置するとき。
- (3) 同窓会等が不動産を一時使用するとき。
- (4) 職員等が利用するために、郵便箱、公衆電話を設置するとき。
- (5) 職員等が代表者又は責任者として主催する学会、講演会、研究会等に不動産を一時使用するとき。
- (6) 大学が後援等を行った事業のため不動産を一時使用するとき。
- (7) 災害その他特別の事情により必要があると認めるとき。

一部改正 [平成20年規程第57号]

第3章 手数料

(手数料)

第4条 法人の事務で特定の者のためにするものについては、手数料を徴収する。

- 2 手数料の種別及び金額は、別表第5のとおりとする。
- 3 手数料は、原則として国又は地方公共団体に対しては、これを徴収しない。
- 4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 5 理事長は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

一部改正 [平成20年規程第57号]

第4章 雑則

(雑則)

第5条 この規程のほか、料金の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日規程第57号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日規程第17号)

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月5日規程第26号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	使用料の額(標準年額)
土地	当該使用に係る土地の時価相当額に100分の6を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額
建物	当該使用に係る建物の時価相当額に100分の7を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額と当該建物の使用部分に相当する敷地に係る土地の使用料との合計額
備考	<p>1 1件の使用料の額が100円未満であるときは、100円とする。</p> <p>2 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数を1平方メートルとして計算する。</p> <p>3 使用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、日割をもって計算する。</p>

別表第2(第2条関係)

一部改正 [令和5年規程第26号]

佐世保校 施設使用料一覧

令和6年4月1日～

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h)
本館1F 101	320	1,800	900
本館1F 102	72	500	250
本館1F 104	72	500	250
本館2F 201	320	1,600	800
本館2F 202	24	300	150
本館2F 203	63	500	250
本館2F 204	72	500	250
本館3F 301	16	100	50
本館3F 302	24	200	100
本館3F 303	24	200	100
本館3F 304	16	200	100
本館3F 305	16	200	100
本館3F 306	18	200	100
本館3F 307	50	700	350
本館3F 309	24	300	150
本館3F 310	81	400	200
附属図書館1F 多目的ホール	210	2,400	1,200
情報処理棟 507	92	2,200	1,100
情報処理棟 508	20	800	400
講義棟1F AV1	48	1,500	750
講義棟1F AV2	48	1,500	750
講義棟1F 503	70	800	400
講義棟1F 504	121	1,300	650
講義棟2F 505	480	4,600	2,300
講義棟3F 506	570	5,600	2,800
学生会館2F G-201	115	1,500	750
学生会館2F G-202	86	1,200	600
学生会館2F G-203	40	600	300
学生会館2F G-204	18	200	100
学生会館2F G-205	18	200	100

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h)
管理棟2F K-201	40	3,400	1,700
管理棟2F K-202	30	1,700	850
管理棟2F K-203	24	1,300	650
管理棟2F K-204	24	1,300	650
管理棟2F K-205	8	600	300
管理棟2F K-206	8	600	300
管理棟2F K-209	12	700	350
地域交流棟1F 401	30	1,800	900
地域交流棟1F 402	42	4,600	2,300
地域交流棟1F 403	72	4,400	2,200
地域交流棟2F 404	30	1,800	900
地域交流棟2F 405	72	4,600	2,300
地域交流棟2F 406	72	4,700	2,350
地域交流棟2F 407	72	4,600	2,300
地域交流棟2F 408	24	1,400	700
地域交流棟2F 409	24	1,400	700
地域交流棟2F 410	24	1,200	600
体育館アリーナ(半面)		9,200	4,600
グラウンド(全面)		9,000	4,500
サブグラウンド(全面)		4,400	2,200
テニスコート(1面)※		1,000	500
武道場(全面)		7,900	3,950

※硬式6面・軟式2面

別表第3(第2条関係)

一部改正 [令和5年規程第26号]

シーボルト校 施設使用料一覧

令和6年4月1日～

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h) (4h)
中央棟 1 F M101	110	3,300	1,650
中央棟 1 F M102	93	3,300	1,650
中央棟 1 F M103	168	4,400	2,200
中央棟 1 F M104	88	3,500	1,750
中央棟 1 F M105	72	3,300	1,650
中央棟 2 F M201	84	2,900	1,450
中央棟 2 F M202	50	2,200	1,100
中央棟 2 F M203	154	4,500	2,250
中央棟 2 F M204	50	2,200	1,100
中央棟 2 F M205 LL1	48	4,500	2,250
中央棟 2 F M206	91	2,900	1,450
東棟 1 F E101	16	1,000	500
東棟 1 F E102	16	1,000	500
東棟 1 F E103	16	1,000	500
東棟 1 F E104	16	900	450
東棟 1 F E108	77	2,300	1,150
東棟 1 F E109	77	2,100	1,050
東棟 1 F E110	80	2,300	1,150
東棟 2 F E205調理実習室		2,500	1,250
東棟 2 F E206試食実習室	54	1,600	800
東棟 2 F E207給食経営管理実習室		2,500	1,250
東棟 4 F 会議室1	24	1,400	700
東棟 4 F 会議室2	16	900	450
西棟 1 F W101	77	2,000	1,000
西棟 1 F W102	137	3,400	1,700
西棟 1 F W103	114	2,600	1,300
西棟 1 F W104	60	2,300	1,150
西棟 2 F W201	48	2,800	1,400
西棟 2 F W202	40	1,700	850
西棟 2 F W203	96	3,800	1,900
西棟 2 F W204	42	2,200	1,100
西棟 2 F W205	54	1,700	850
西棟 2 F W206-207	14	2,400	1,200
西棟 3 F W304	24	700	350
西棟 3 F W305	24	800	400
西棟 3 F W306	24	800	400
西棟 3 F W307	24	800	400
西棟 3 F W308	24	800	400

室	収納可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8h) (4h)
西棟 3 F W309	50	1,700	850
西棟 3 F W310	50	1,700	850
西棟 3 F W311	50	1,700	850
西棟 3 F W312	24	800	400
西棟 4 F W422	20	800	400
西棟 4 F W423	42	1,200	600
西棟 4 F W424	13	500	250
西棟 4 F W425	48	1,200	600
西棟 4 F W426	16	800	400
西棟 5 F 会議室	16	800	400
学生会館 1 F 食堂	380	16,800	8,400
学生会館 2 F 自習室1	30	1,900	950
学生会館 2 F 自習室2	12	900	450
学生会館 2 F 自習室3	10	900	450
本部棟 1 F 講師控室	8	1,600	800
本部棟 2 F 大講義室	486	13,800	6,900
本部棟 2 F 特別会議室	16	5,100	2,550
本部棟 2 F 応接室	12	1,300	650
シーボルト交流館 1 F 調理室		1,700	850
シーボルト交流館 1 F ミーティングルーム	45	2,500	1,250
情報セキュリティ産学共同 研究センター 1 F フューチャーコリドー	78	12,600	6,300
情報セキュリティ産学共同 研究センター 1 F S101	96	8,500	4,250
情報セキュリティ産学共同 研究センター 2 F 講師控室	8	900	450
情報セキュリティ産学共同 研究センター 3 F 会議室	12	1,400	700
体育館 1 F アリーナ (半面)		8,100	4,050
体育館 2 F 多目的室		4,100	2,050
グラウンド (全面)		9,100	4,550
テニスコート (1面) ※		3,700	1,850

※硬式・軟式全6面

別表第4(第2条関係)

	使用料の額(標準年額)
電柱類	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の例により算定した額。ただし、電柱類を設置した者以外の者が、電線その他これに類するものを当該電柱類に架設する場合は、電柱類の使用料の額の範囲内で理事長が別に定める額
地下埋設物	長崎県道路占用料徴収条例(昭和43年長崎県条例第18号)別表の例により算定した額
備考	<p>1 電柱類とは、電気通信事業法施行令別表第1の種類欄に掲げる物件をいう。</p> <p>2 電柱類の使用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間又は端数を1年として計算する。</p> <p>3 地下埋設物とは、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第2号に掲げる物件をいう。</p>

別表第5(第4条関係)

手数料の名称	区分	単位	金額
文書の写しの交付手数料	文書又は図画を単色で日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したもの	1枚(両面複写による場合は、片面を1枚とする。)	10円
	文書又は図画を多色刷りで日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの	1枚(両面複写による場合は、片面を1枚とする。)	60円
	電磁的記録を単色刷りでA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの	1枚(両面印刷による場合は、片面を1枚とする。)	10円
	電磁的記録を多色刷りでA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの	1枚(両面印刷による場合は、片面を1枚とする。)	60円
	電磁的記録を録音カセットテープに複写したもの	1巻	210円
	電磁的記録をビデオカセットテープに複写したもの	1巻	270円
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写したもの	1枚	70円
	電磁的記録を光ディスクに複写したもの	1枚	140円
	上記以外のもの	理事長が別に定める単位	理事長が別に定める額